

警察庁訓令第1号

死体取扱細則を次のように定める。

平成27年1月5日

警察庁長官 米田 壯

死体取扱細則

死体取扱規則（平成25年国家公安委員会規則第4号。以下「規則」という。）  
第4条第2項の警察庁長官が定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 資料（規則第4条第1項に規定する資料をいう。以下同じ。）に係る事案  
の概要
- (2) 資料の種類
- (3) 資料の特定DNA型
- (4) その他参考となる事項

附 則

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。